

節税のプロ税理士
飯田敏晴が教える事業承継

事業承継

最近事業承継が話題になってます。以前から中小企業の課題として存在していたわけですが、ここにきてクローズアップされてきたのは、近年の経営者の高齢化によって地域の雇用・経済に不安定要素をもたらすのではないかと国が対策を始めたためです。現実には事業承継に取り組む必要のある中小企業経営者は増えています。事業承継をサポートする法律も整いつつありますので、事業承継計画に取り組むことをお奨めします。

中小企業の経営者がリタイヤする場合に、事業をどうするかという選択肢は、4つあります。

親族へ承継

社員へ承継

M & A

廃業

また、IPO（株式公開）という方法もありますが、多くの中小企業にとって現実的ではないので省略します。

親族への承継

事業承継の基本です。親から子へ事業を引き継ぐことはごく自然で昔から行われてきたことです、そのため社内・社外への理解が得やすく、早い段階で後継者を決定することが多いため、経営者としての教育が長期間可能となり、事業承継計画も比較的長期間実施出来るメリットがあります。反面、後継者の資質は問われない傾向にある。

また、事業用資産が財産の大部分であり、相続人が複数存在する場合には、相続の発生と同時に、税負担・後継者以外の親族への資産の分配など、金銭的に事業が困窮してしまう可能性がある。そのような事態を避けるために、長期的な事業承継プランを立案し実践していく必要があります。

社員への承継

近年増えてきている、親族以外に事業を承継する方法です。親族以外にも選択肢が広がり、業務に精通している社員であれば経営の一体性を保ちやすい面もあります。反面、後継者に株式取得等の資本力がない場合や個人債務保証の取り扱いに課題が残ります。

M & A

M & A を選択すると従業員の雇用問題も解決し、創業者としてそれなりの金額を手にする事が可能です。親族以外に売却を選択した場合、本来ならば従業員の中で番頭さんのような方が購入するのが、一番望ましいのですが、それだけの資金を用意できない場合・資質的に問題がある場合、外部の会社に売却するのがベターな選択となります。しかし、現実問題として、希望の条件を飲んでくれる買い手を探すことが困難です。

廃業

廃業を選択すると、従業員の雇用問題が発生し、他にも様々な事業を清算するコストが発生してきます。そして、他の方法に比べて創業者として受ける金銭的なメリットがなくなります。

飯田敏晴税理士事務所では、事業承継・資産承継をサポートしております。